
若草五丁目町内会会則

令和4年3月20日
若草五丁目町内会

若草五丁目町内会会則

第1条 (名称及び所在地)

本会は若草五丁目町内会（以下本会という）と称する。本会は事務所の所在地を会長宅に置く。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりを目指し、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげていくことを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、町内全住民を会員として構成する。

2. 会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。
3. 建物・土地を有するが居住していない場合も会員とする。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と連絡に関すること。
- (2) 会員の生活環境の充実及び改善に関すること。
- (3) 弔事に関すること。
- (4) 関係公共機関および各種団体の取り組みで、住民参加が必要な事業への協力。
- (5) まちづくり協議会事業への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (役員)

本会に次の役員からなる役員会をおく。

会	長	1	名
副	会 長	1	名
会	計	1	名
防 災 担 当 委 員		1	名
環 境 美 化 委 員		1	名
交 通 防 犯 委 員		1	名
体 育 振 興 委 員		1	名
社 会 福 祉 委 員		1	名
青 少 年 育 成 委 員		1	名
人 権 教 育 委 員		1	名
班	長	各班	1名
会 計 監 査		2	名

第6条 (役員を選出)

本会の役員は、本会を構成する会員の中から自由立候補又は輪番制から選出し、選出方法は細則に定める。

2. 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。但し、3年を限度とする。また途中交代の場合、交代委員の選出・任期は必要に応じ当該役員会にて決める。

(留意事項)

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。

第7条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行にあたる。

(1) 会長

- ・本会を代表し会務を統括する。
- ・志津南学区まちづくり協議会の理事の任につく。
- ・町内自主防災会の会長の任につく。
- ・市行政事務委嘱の町内会代表者の任につく。
- ・若草・岡本西地区自主防災連合会の委員の任につく。
- ・若草・岡本西地区協働活動委員会の委員の任につく。
- ・若草地区集会所管理委員会の委員の任につく。

(2) 副会長

- ・会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- ・町並み保存委員(町内委員)を兼務する。
- ・志津南学区まちづくり協議会ふれあい推進委員を兼務する。
- ・役員会の議事録を作成する。
- ・町内自主防災会の副会長の任につく。
- ・集会所の維持管理(鍵・備品等)の任につく。
- ・志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく。

(3) 会計

- ・本会の会計事務を行う。
- ・志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく。

(4) 防災担当委員

- ・防災に関する事
- ・自主防災規約の定める事業に関する事
- ・町内自主防災会の防災委員の任に付く

(5) 環境美化委員

- ・環境美化全般に関する事。
- ・ゴミステーションの維持管理。
- ・道路・公園の環境美化、ならびに公園の維持管理に関する事。
- ・集会所倉庫の備品維持管理。
- ・志津南学区まちづくり協議会環境美化委員会の委員の任につく。
- ・若草・岡本西地区環境美化委員会の委員の任につく。

(6) 交通防犯委員

- ・交通安全・防犯に関する事。
- ・防犯灯の維持管理
- ・町内自主防災会の防災委員補佐の任に付く
- ・志津南学区まちづくり協議会交通防犯委員会の委員の任につく。

(7) 体育振興委員

- ・教養娯楽とレクリエーションに関する事。
- ・会員の健康維持・増進に関する事。
- ・志津南学区まちづくり協議会体育振興委員会の委員の任につく。
- ・若草・岡本西地区スポーツまつり実行委員会の委員の任につく。

(8) 社会福祉委員

- ・社会福祉に関する事。
- ・敬老関係の行事への協力。

- ・高齢者団体との連絡協議を行い、その活動に協力する。
- ・ボランティア団体への協力。
- ・志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任につく。

(9) 人権教育委員

- ・人権教育の浸透と活性化に関すること。
- ・人権教育に関する各種講演会への参加。
- ・町内学習懇談会の開催。
- ・人権問題の啓発活動。
- ・志津南学区まちづくり協議会人権教育委員会の委員の任務につく。

(10) 青少年育成委員

- ・青少年の健全育成を図るための各種活動。
- ・社会環境のための各種活動。
- ・こども110番の運営管理。
- ・「ふれあいパトロール」の運営管理。
- ・子ども関係の事業への参画（子ども会との連携）。
- ・志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任務につく。

(11) 班長

- ・班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う。
- ・町内自主防災会の班長の任につく。
- ・各専門部の補佐として任務に協力する。専門部補佐詳細は細則に定める。

(12) 会計監査

- ・会計監査2名は前年度役員の中から選任する。
- ・本会会計の監査のみを行い、総会にて報告する。

第8条（町並み保存委員の選出）

若草地区町並み保存規則に定めるところの町並み保存委員を選出する。

- (1) 町並み保存委員（町内委員）は、副会長がその任につくものとする。
- (2) まちづくり協議会から推薦を受けた町並み保存委員（専任委員）の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

第9条（顧問）

本会は、顧問をおくことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

2. 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

第10条（会議）

本会の会議は総会及び役員会とする。

- (1) 総会は年一回開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。
- (2) 役員会は必要に応じて、会長がこれを召集する。

第11条（議事）

総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 役員会は、定数の三分の二以上の出席によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第12条（議決事項）

総会において協議または議決する事項は次の通りとする。

- (1) 役員を選出にすること。
- (2) 会則の改廃にすること。
- (3) 事業計画にすること。
- (4) 予算及び決算にすること。
- (5) その他本会の運営について重要な事項。

第13条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

2. 本会の会費は、一戸あたりの会費とし、その額は施行細則に定める。但し、必要ある時は臨時会費を徴収することができる

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（会則の改廃）

本会則は総会において、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

第16条（施行細則）

本会則の施行について必要な細則は役員会が定める。但し、会費の変更は総会で決定する。

付則

本会則は平成11年4月1日から施行する。

改正記録	平成15年3月16日	役員役割の改正 婦人部の廃止および社会福祉広報部を社会福祉部と広報部に分離
	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記、役員選出に当たりの留意事項を追加。
	平成18年3月27日	若草地区町並み保存規則施行に伴う町並み保存委員に関する事項
	平成20年3月16日	広報部長の廃止と防災部長の新設
	平成24年3月17日	まちづくり協議会への移行に伴う変更
	平成25年3月23日	会員定義改定、役員選出方法改定、防災担当委員・役割の明文化、各専門部役割の見直し。
	平成26年3月21日	地区→学区への記載変更、若草・岡本西ブロック地区創設に伴う委員役割追加、各専門部役割の見直し。
	平成27年3月21日	委員会の名称変更に伴う変更 若草・岡本西ブロック児童公園等維持管理委員会から若草・岡本西地区環境美化委員会に変更。 班長の代理出席を認める旨を追加。
	平成28年3月20日	町内会の名称に所在地の追記を行う。 自主防災連合会、及び活動委員会の名称変更。 青少年育成委員の社会環境「浄化を図る」の記述の削除。

- 平成 29 年 3 月 19 日 若草・岡本地区スポーツまつり実行委員会の委員の任につ
くを追記
- 平成 30 年 3 月 18 日 第 7 条 役員の任務
(2) 副会長
「志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく」
を追記
(3) 会計
「志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく」
を追記
(11) 班長
「志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の次年度の
任につく」の記述を削除
「※代議員総会への出席が出来ない場合は、当該班内からの
代理出席を認める」の記述を削除
- 令和 4 年 3 月 20 日 第 7 条 役員の任務
(6) 交通防犯委員
「町内自主防災会の防災委員補佐の任に付く」
を追記

若草五丁目町内会会則施行細則 I

《町内会費に係る規定》

第1条 (目的)

本細則は、若草五丁目町内会会則の規定に基づき、本会の町内会費に係る事項を定めることを目的とする。

第2条 (会費)

本会則第13条の2項に掲げる会費に関して、次のように定める。

- ・1戸あたり会費 1戸建て： 4,600円/年
- ・徴収方法 毎年4月と10月に半年分一括徴収

2.会費の構成要素は次の通りとする

(1) 町内会運営費用

- ・会員 : 2,900円 /年

(2) まちづくり協議会会費 (まちづくり協議会に収める会費)

- ・会員 : 500円/年

(3) 若草・岡本西地区地域活動会費

- ・会員 : 300円/年

(4) 若草集会所管理費用

- ・会員 : 900円/年

3.転入者の扱い。

4月、及び10月に転入した場合のみ、その半期分の会費を徴収する。

4.徴収会費の返却

徴収した会費の返却は行わない事とする。

第3条 (弔慰金)

本会会員が死亡したときは、弔慰金又は、供花代として10,000円を贈る。

第4条 (規定の改廃)

本規定の改廃は町内会則第16条に基づき、総会で決定する。

付則

本施行細則は平成11年4月1日から施行する。

改正記録	平成17年3月27日	自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理、会費の構成項目を明記。
	平成18年3月 日	若草地区町並み保存規則施行に伴う関係事項
	平成20年3月16日	各種団体役員就任関係を本則に整理記載
	平成24年3月17日	まちづくり協議会への移行に伴う変更
	平成25年3月23日	本細則目的の適正化、会費の構成要素明確化、転入者徴収方法、会費返却の規定化、規定改廃の明確化
	平成26年3月21日	会費構成内容の変更、弔慰金内容の見直し

- 平成27年3月21日 会費構成内容の変更
- 平成28年3月20日 転入者からの徴収方法の変更
- 平成30年3月18日 町内会費の改正
425円/月 (5,100円/年) を 4,600円/年に改正
会費構成内容の改正
まちづくり協議会会費 (まちづくり協議会に収める会費)
1,500円/年を 1,000円/年に改正
- 令和4年3月20日 会費の構成要素の改正
町内会運営費用
会員 2,400円/年を 2,900円/年に改正
まちづくり協議会会費 (まちづくり協議会に収める会費)
1,000円/年を 500円/年に改正

若草五丁目町内会会則施行細則Ⅱ

《役員選出に係る規定》

第1条（目的）

本細則は、若草五丁目町内会会則の規定に基づき、役員選出に係る条項を定めることを目的とする。

第2条（選出方法）

町内会長選出は次のように定める。

- (1) 現町内会長は次期町内会長の公募案内を町内に回覧する。
- (2) 公募期間内に町内会長の立候補があった場合の手続きは、第6項「町内会長の立候補者が有る場合」の定めるところによる。
- (3) 公募期間内に、町内会長の立候補がない場合は、班毎の輪番制とし、下記の手順により候補者を選出する。

下記の班より町内会長と副会長の2名を選出する。

町内会長が、上記(2)の立候補者より選出された場合は、副会長を選出する。

- ① 令和2年度 B班
- ② 令和3年度 C班
- ③ 令和4年度 D班
- ④ 令和5年度 E班
- ⑤ 令和6年度 A班

上記で選出された候補者を役員会で承認する。

*①～⑤を繰り返す。

*ただし、過去に会長・副会長経験者は当人の立候補の意志がない限り、班内一巡するまで候補者より優先的に除外する。

2. 会長・副会長以外の役員、役員補佐担当の選出は次の通りとする。

(1) 専門委員7名 会計1名

合計8名選出（協議の上、委員・会計の担当割りを行う）

(2) 専門委員補佐担当5名は、班長（A班～E班）より選ぶ。

（・体育振興 ・社会福祉 ・交通防犯 ・青少年 ・環境美化 ）

(3) 会計監査は、前年度の会計と会長又は副会長が行う。但し、前記候補者が、次年度役員に重複する場合は、前年度その他役員より選出する。

(4) 選出方法

役員は、町内会長、副会長の選出班以外の各班から2名ずつ選出する。

	A班	B班	C班	D班	E班
令和2年度	2	◎	2	2	2
令和3年度	2	2	◎	2	2
令和4年度	2	2	2	◎	2
令和5年度	2	2	2	2	◎
令和6年度	◎	2	2	2	2

注) 数字は委員と会計の合計数。 ◎は町内会長と副会長を選出する輪番班。

* 町内会長と副会長を同時に選出した班からは、専門委員は選出しない。

* 令和7年度以降は上表を繰り返す。

* 原則的には上記内容によるが、役員会議により変更することができる。

3.班長選出は次の通りとする。

各班の選出方法により、各班より1名選出する

4.元町内会長/副会長の各役員担当は次の通りとする。

町内会長、副会長を経験したとしても、輪番で回ってくる班長、専門委員は担当するものとする。
(町内会長を経験する前後の年で班長、専門委員を務める事がある)

5.役員の重複優先度は次の通りとする。

- (1) 町内会長、副会長は輪番で回る班長職務より優先する。そのときの班長は次の方へ一時的に移行する
- (2) 班長と専門役員が輪番で重複する場合は班長が優先する。その時の専門委員は次の方に一時的に移行する。

6. 町内会長の立候補者が有る場合は次の通りとする。

- (1) 輪番班以外から町内会長の立候補者があり選出された場合は、立候補者の班の専門委員1名を輪番班と置き換える。置き換える専門委員は町内役員会で審議・決定する。
- (2) 町内会副会長は輪番班から選出する。
- (3) 立候補者が複数の場合は、町民による選挙で選出する。
 - イ、選挙権は町内会会則に基づき1戸につき1票とする。
 - ロ、選挙は町内会役員会内の各班長による選挙管理委員会を設けて実施する。
 - ハ、投票は、若草第5集会所を投票場所とする投票方法により実施する。
- 二、開票は町内役員会にて行い、最も多数の票を獲得した立候補者を会長当選者とする。
- (4) 立候補者が1名の場合は、公募締め切り後、町内会長は選挙管理委員会メンバーを招集し会長当選者を確認後、町内役員会の承認を得て次年度会長予定者とし、総会にて決定する。
- (5) 次年度以降の輪番は、立候補の有無に関わらず予定通りの班とする。

第3条 (規定の改廃)

本規定の改廃は町内会則第16条に基づき、役員会で決定する。

改訂履歴

- ・ 昭和62年 5月 制定
- ・ 平成 6年11月 改訂 任期変更に伴い改訂
- ・ 平成 7年11月 改訂 経験者の優先的除外を追加
- ・ 平成 9年10月 改訂 役員数減少により選出方法変更
- ・ 平成10年12月 改訂 役員数増加により選出方法変更
- ・ 平成13年 3月 改訂 A・F班→A班に変更
- ・ 平成14年 3月 改訂 会計監査の変更
- ・ 平成18年 3月 改訂 町並み保存委員名称変更及び制定者を追記
- ・ 平成19年 3月 改訂 町内会長の立候補があった場合の選出方法追記と関連事項の表現訂正
- ・ 平成20年11月 改訂 投票方法の変更
- ・ 平成25年 3月 改訂 内規の施行細則Ⅱ規定化、会長立候補者1名の場合確認方法追加、班長・専門委員重複時の優先度規定、会計監査委員の候補者追加、規定改廃の新設。

- ・平成27年3月21日 改訂 町内会長選出に伴う班別年度別輪番制の追記
会長・副会長以外の役員の班別年度別選出方法の追記
- ・平成28年3月20日 改訂 町内会長選出に伴う班別年度選出方法の追記
全町掲示板使用方法の変更
- ・平成29年3月19日 改訂 町内会長・副会長選出班、会長副会長以外の役員選出方法の28
年度の削除 33年度分の追記
- ・平成30年3月18日 改訂 町内会長・副会長選出班、会長副会長以外の役員選出方法の29
年度の削除、34年度分の追記
- ・令和 2年1月18日 改訂 町内会長・副会長選出班、会長・副会長以外の役員選出方法の
平成30年度、31年度の削除と令和5年度、6年度分の追記

若草五丁目町内会会則施行細則Ⅲ

《掲示板管理に係る規定》

第1条（目的）

本規定は、若草五丁目町内に設置された掲示板の管理及び使用方法を定めるものとする。

第1条（維持管理）

設置されている掲示板の維持管理は、町内会長の責任において行うものとする。

第2条（使用手続き及び許可）

使用の手続き及び許可は次のとおりとする。

- (1) 若草全町内の掲示板使用にあたっては、まちづくり協議会副会長の許可を受け掲示するものとする。
- (2) 各町内会の掲示板使用にあたっては、町内会長の許可を受け掲示するものとする。但し、まちづくり協議会会長が所属する町内会においては、町内会長の代わりに町内副会長の許可を受けるものとする。
- (3) 使用者は申請時に、掲示物（掲示内容記載済みに限る）を提示し、前項の承認者の許可印を受けるものとする。
- (4) まちづくり協議会副会長及び町内会長が不在の時は、まちづくり協議会会長及び町内副会長の許可を受けるものとする。
- (5) 掲示内容の許可判断が困難な場合は、まちづくり協議会会長の決済を受けるものとする。

第3条（使用許可の制限）

管理者は次の事項に該当する場合は、使用許可しない。

- (1) 政治、宗教等に関するもの。
- (2) 管理者が適当でないと認めたとき。

第4条（使用者の責務）

使用者は掲示板を使用するにあたり、以下の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 申請時に掲示期間を明示すること。
- (2) 掲示期間経過後は、使用者の責任において掲示物を速やかに取り除くものとする。

第5条（規定の改廃）

本規定の改廃は町内会則第16条に基づき、役員会で決定する。

付則

本規定は平成11年4月1日から施行する。

改正記録 平成24年3月17日 まちづくり協議会への移行に伴う変更
平成25年3月23日 町内会則より施行細則Ⅲに移行